

3 設置の表示

設置者は、設置区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置していることをわかりやすく表示します。

防犯カメラ
設置者
〇〇〇
作動中

- ※ カメラごとに個別の設置表示を求めているものではありません。
- ※ 見やすい場所の例:防犯カメラの設置区域や建物、施設の出入り口など
- ※ 市民の安心感をより高めるために、設置者が誰なのかわかりにくい路上などに防犯カメラを設置する場合には、設置者もあわせて表示するといった配慮も必要です。

4 画像の適正な管理

記録媒体の小型化や記憶容量の増大、画像のデジタル化などが進んでおり、画像の持ち出しや複写が容易な状況になっていることから、防犯カメラの設置者、管理責任者は、個々の状況に応じて厳重な管理を行います。

(1) 画像記録装置の設置場所

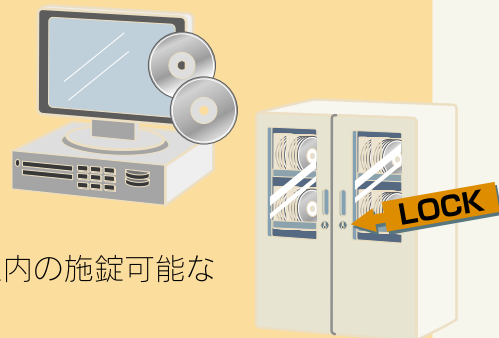
防犯カメラの画像記録装置は、施錠可能な事務室内など、一般の者が出入りできない場所に設置します。

(2) 画像の保管

画像を記録した媒体は、施錠可能な事務室内、事務室内の施錠可能な保管庫内などで保管します。

(3) 画像の保存期間

画像の保存期間は、原則として1か月以内とし、保存期間を経過した画像は、速やかに消去します。



5 画像の適正な利用

画像には多数の市民の個人情報が含まれていることから、その取り扱いについては慎重を期すべきであり、画像の加工、知り得た情報の漏えい及び当該目的の範囲を超えた利用や提供をしてはいけません。

ただし、以下の5つの場合に限り、例外的に画像を目的以外に利用し、又は提供することができることとします。なお、このような請求があった場合、設置者は、その妥当性を十分検討して対応します。

- (1) 法令に基づく手続により照会等を受けた場合
(例) 裁判所からの文書提出命令(民訴法223)、弁護士会からの照会(弁護士法23の2②)、裁判官が発行する令状に基づく場合など。
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書による。
※ 個人に関する情報であることから、提出にあたっては、より慎重を期すべきであり、提出先等の記録を明確に残しておくよう、文書(刑訴法197②に基づく捜査関係事項照会書等)による依頼に基づくことが適当です。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合
(例) 行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など。
- (4) 本人の同意がある場合
- (5) 本人の請求に基づき、本人に提供する場合

また、(1)から(5)のいずれかに該当する場合、設置者は、理由・日時・提供した相手先など、管理上必要な事項を記録しておきます。

6 苦情に対する迅速かつ適切な処理

市民の皆さんから防犯カメラの設置等に関する苦情があった場合には、設置者は、迅速かつ適切な処理をします。

7 設置基準の作成

防犯カメラ及び画像の管理や運用の適正化をより促進していくためには、事業者の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。

設置者の皆さんは、それぞれの設置環境や利用形態にあわせて、以上の1から6までの項目を盛り込んだ設置基準を作成し、管理責任者及び操作担当者に遵守させます。

なお、防犯カメラ及び画像の管理及び運用に関する業務を委託する場合にも受託者に当該設置基準を遵守させます。

